

令和4年度群馬県働く女性の活躍推進取組方針

I 働く女性の活躍推進

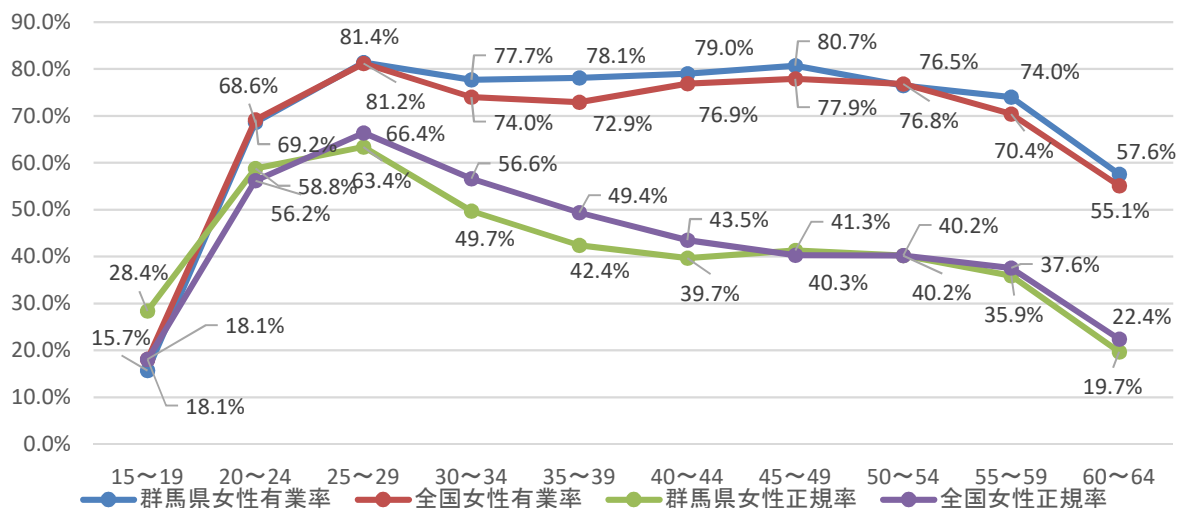
1 働く女性の現状と課題

本県の女性の有業率は全国に比して高く、子育て中でも働いている割合が高い一方、正規就業者の割合が低くなっています。

新型コロナウイルス感染症等社会情勢の影響で、非正規雇用者は職を失いやすい傾向にあるため、「正規雇用のまま働き続ける」ことや「正規就業化を目指す」ための支援が必要です。

また、働く場において女性が能力を十分に発揮し活躍できるよう、職場における男女の機会・待遇の均等やキャリア形成支援に加え、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等のハラスメントを防止する取組を推進する必要があります。

女性有業率・女性正規率の比較



出典：総務省統計局「就業構造基本調査（H29）」

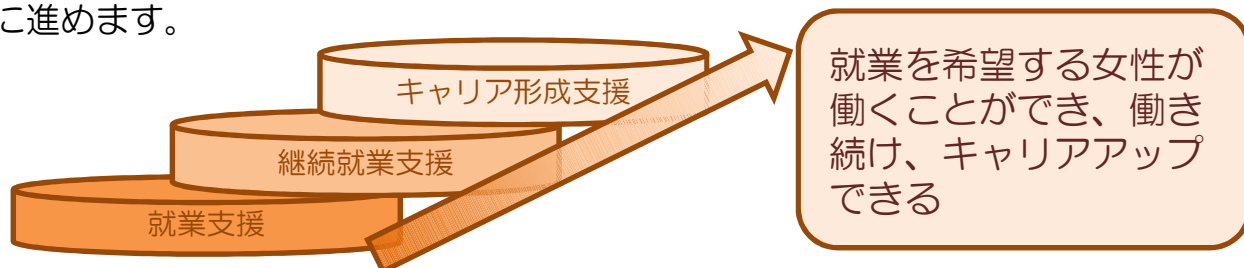
2 施策の目的

働く女性の活躍推進と多様で柔軟な働き方の実現

柔軟な働き方やスキルアップ・キャリアアップ等、女性一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、希望に応じた働き方を実現できるよう、働く女性の活躍の場を広げます。

3 具体的施策

働く女性の活躍を推進するため、就業支援、継続就業支援、キャリア形成支援を一体的に進めます。



(1) 就業支援

○ 県内8市町における再就職支援

再就職を希望する女性を対象として、再就職に関するセミナー及び再就職相談を県内8市町で実施します。

【開催予定市町村】桐生市・伊勢崎市・沼田市・藤岡市・富岡市・安中市・みどり市・中之条町

○ 離職者等再就職訓練（委託訓練）

介護系や事務系など、女性を取り組みやすい分野のコースを多数開設します。

また、育児等と両立しやすい短時間コースや、託児サービス付きコースを設定します。

(2) 継続就業支援

女性が仕事と家庭生活を両立しながら働き続けるために、ワーク・ライフ・バランスの推進や、柔軟で多様な働き方の普及を図ります。

「Ⅱ 安心して働き続けることのできる環境づくり」のとおり

(3) キャリア形成支援

○ 働く女性応援事業

組織で活躍する女性向け及び働き方を見直したい女性向けに、キャリア形成に資するワークショップを開催します。



働く女性応援事業の様子

○ 「多様な働き方」選択支援事業

「多様な働き方」の一つの選択肢として、

個人事業主としてインターネット経由で仕事を受注し、報酬を得る働き方である「自営型テレワーカー」として働くことを希望する人材を支援するための講座を開催します。

(4) その他

○ 推進体制

女性活躍推進法に基づく協議会として、県と群馬労働局とで共同設置する「群馬働き方改革推進会議」において、「女性活躍」や「働き方改革推進」について検討を行い、県内の公・労・使が一体となって施策を推進します。

○ 働く女性に関する法令の普及・啓発

職場における男女の機会や待遇の均等、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントの防止、各種法令（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、女性活躍推進法）について、国と連携して普及・啓発を図ります。

○ 市町村の取組支援

市町村における推進計画の策定を促進するとともに、地域女性活躍推進交付金を活用した取組を支援します。

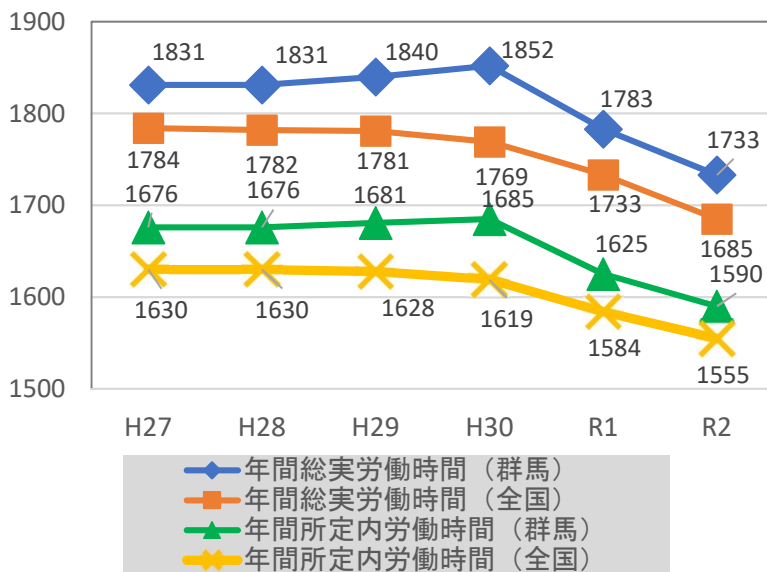
Ⅱ 安心して働き続けることのできる環境づくり

1 現状と課題

平成27年度に実施された国の調査（※）によると、全国における女性の第一子出産後の離職率は46.9%で、出産・子育てを理由とする離職が多くなっています。

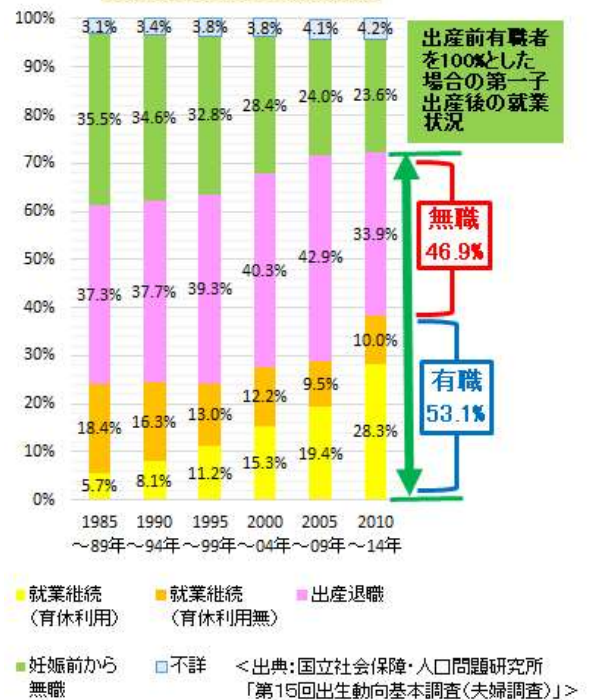
また、本県の総実労働時間は令和2年で1,733時間と全国平均（1,685時間）を上回っており、長時間労働を前提とした働き方や企業風土が女性の継続就業の阻害要因となっています。 ※：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」

年間総実労働時間及び年間所定内労働時間（群馬県・全国）



出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査（事業所規模30人以上）」

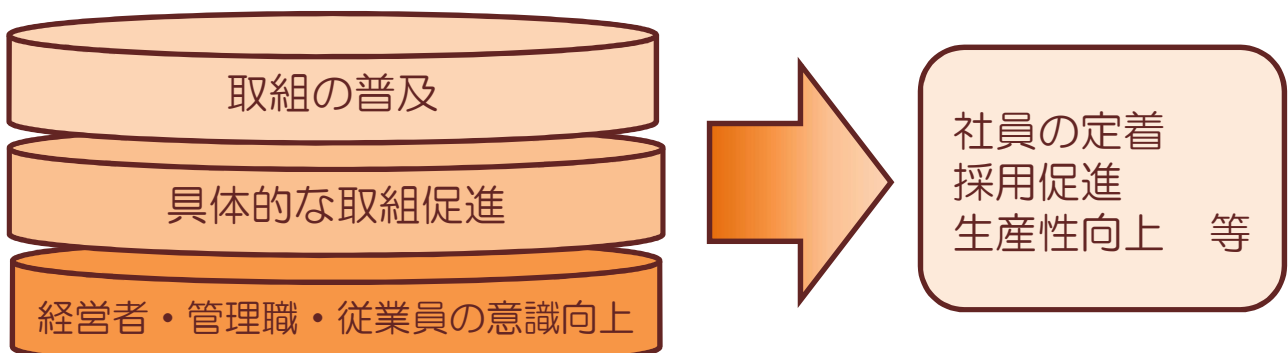
子どもの出生年別第一子
出産前後の妻の就業変化



2 施策の目的

働きやすい職場環境の整備

女性のみならず働く意欲のあるすべての人が働き続けることのできる職場環境を整備することにより、人材の確保・育成を図るとともに、定着した人材が能力を十分に発揮し活躍することで、企業活動の活性化を図ります。



3 具体的施策

(1) 経営者・管理職・従業員の意識向上

○ ぐんまのイクボス（※）養成塾

経営者の意識改革や機運醸成を図るため、ワーク・ライフ・バランスの必要性や職場での実践方法、優良な取組等を普及するためのセミナーを開催します。

※ イクボスとは：職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のことです。「イクボス」というキーワードは、群馬県が考案し、全国的にも広がっています。

(2) 具体的な取組促進

○ 「新しい働き方」導入支援事業

ICTの活用等による時間や場所にとらわれない「新しい働き方」を県内企業が導入できるよう、先進企業とのワークショップを通して、導入事例を学ぶ機会を提供します。

○ 働き方改革企業内推進リーダー養成研修

各企業が働き方改革に自律的に取り組むための推進リーダーを養成するための研修を実施します。

○ 群馬県働き方改革実践ガイド

働き方改革の必要性や法改正の内容、具体的な取組方法等をまとめたガイドを作成し、企業における働き方改革の取組を後押しします。



○ 働き方改革アドバイザー認定制度

社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修を実施し、修了した者を「働き方改革アドバイザー」に認定し、アドバイザーの直接的な働きかけにより、企業等の働き方改革を促進します。

アドバイザー認定者には、働き方改革に有益な情報の提供や、フォローアップ研修を実施します。

(3) 取組の普及

○ 群馬県いきいきGカンパニー認証制度

育児・介護と仕事の両立や職場における女性の活躍推進、従業員のワーク・ライフ・バランスの実現等に取り組む企業を認証し、働きやすい職場環境づくりを後押しします。

対象：県内に本社又は事業所がある企業・法人・団体等

認証期間：3年間（更新制度あり）

○ 群馬県いきいきGカンパニー優良事業所表彰

Gカンパニーゴールド認証事業所のうち、特に優れた取組を行う事業所を表彰し、その取組を事例集やセミナー等により県内に広く普及します。



いきいきGカンパニー
優良事業所表彰式の様子